

登録記念物への登録

《登録記念物（名勝地関係）の新登録》 5件

1 いずみしくほそうきねんびじゅつかんちやしつていえん おおさかふいずみし 和泉市久保惣記念美術館茶室庭園【大阪府和泉市】

和泉市久保惣記念美術館茶室庭園は、和泉市内を南から北へ流れる松尾川^{まつおがわ}沿いに位置する。久保惣（久保惣株式会社）は綿業を営んだ会社で、二代久保惣太郎（1889～1944）は茶の湯を好み、昭和12年（1937）に「惣庵^{そうあん}」と「聴泉亭^{ちようせんてい}」の2つの茶室を自邸に建てた。2つの茶室のうち、「惣庵」は表千家^{ふしんあん}の「不審菴」を、「聴泉亭」は同じく「残月亭^{ざんげつてい}」を写したもので、露地についても表千家露地の主要な部分の空間構成が写された。

聴泉亭露地の外腰掛、中潜の配置や意匠は基本的に表千家の残月亭前の空間と同じものになっており、惣庵露地との境界に設けられている梅見門も表千家露地の写しとなっている。惣庵露地の内腰掛の位置は不審菴露地とやや異なるものの蹲踞は茶室に対して同じように配置されている。昭和52年に久保惣は事業を終了し、現在茶室と庭園は美術品とともに美術館が管理している。

和泉市久保惣記念美術館茶室庭園は茶の湯を好んだ実業家が宗家の茶室と露地を一体的に写したもので、その意匠は特徴的であり、造園文化の発展に寄与した意義深い事例である。

2 よめがしま かしま しまねけんまつえし 嫁ヶ島（蚊島）【島根県松江市】

島根県北東部に位置し斐伊川本流の一部を成す宍道湖は、大橋川、中海、境水道を介して鳥取県境で日本海と接続する汽水湖である。嫁ヶ島はその東沿岸に所在する宍道湖唯一の島で、約1200万年前の火山活動で噴出した黒色玄武岩から形成されている。嫁ヶ島は『出雲国風土記』（天平5年〔733〕成立）に、周囲六十歩（約107m）の黒土から成る「蚊島」として記載され、中央に樹木一株があるのみで、四周の磯には巻貝の螺子（ニシ）と海藻の海松（ミル）が生息していた様子を伝えている。中世に「蚊島」が「嫁島」に転化し、島の成り立ちを語る伝説とともに「嫁ヶ島」の呼称が定着したものと考えられている。松江城初代城主の堀尾忠晴が弁財天を祀り、弁天島とも呼ばれた。近代以降、各方面から島の保全活動が取り組まれ、明治時代末期から大正時代にかけて水没防止のために如^{じよていし}泥石による護岸工事が進められたり、昭和2年には松江出身の政治家・若槻礼次郎がクロマツの苗木を寄付して植樹されたりした。昭和32年に都市計画公園として供用され、昭和40年代以降の護岸修復工事等を経て、現在のような東西約110m、南北約30m

の範囲に整えられた形状となった。今日、夕陽に映える宍道湖にただひとつ浮かぶ嫁ヶ島が織り成す風景は広く親しまれている。古代から由緒ある名所であり、現代の景勝地として意義深い。

3 またまかいがん おおいたけんぶんごたかだし 真玉海岸【大分県豊後高田市】

真玉海岸は、国東半島北西部に位置し、北東から南西に向かって緩やかな形の汀を成す1.5 km余りの海岸線の沖合い500 mに及ぶ干潟の名勝地である。瀬戸内海の最西部に当たるこの地域は、遠浅の海岸が形成され、多くの干潟が連担してきたことから、江戸時代には広く海作（干拓事業）によって入り江に新田開発が行われてきた。この地域に伝わる海作に係る絵図では、新田や汐留の詳しい様子とともに透留の鎮守社（現在の透留神社）の社殿や燈籠なども描かれていて、18世紀末頃までに現在の地勢になったことが窺える。近現代においては潮干狩りや海水浴の名所として普及したが、近年では夕陽観賞の名所として広く知られている。真玉海岸の干潟では、波がつくる大きな砂漣（波跡）と風がつくる小さな砂漣（風紋）の作用によって数多くの洲と滯が複雑に入り組む縞状の模様が形成され、季節や気象、時刻などとともに変化する海景が演出される。特に夕暮れ空が広がるときには、そこに赤や紫などを基調としたさまざまな色合いの光が映え、海苔ひびや遠くの山並みの影とも相俟って、美しい風致景観を呈する。海岸沿いに潮干狩りや観光の拠点となる民間施設が経営されているほか、地域住民による清掃活動等も定着しており、夕映えに美しい風致景観を呈する干潟の名所として意義深い。

4 つかやましゅぞうしよていえん おきなわけん なごし 津嘉山酒造所庭園【沖縄県名護市】

津嘉山酒造所庭園は名護市西部の旧名護町市街地に所在する。創業者の津嘉山朝保（1880～1945）は、昭和2年（1927）に現在の地を取得すると酒造所兼住宅を建築し、泡盛「國華」の製造を開始した。庭園もこの頃造られたと考えられる。戦争による破壊を免れた酒造所は現在も現地で泡盛の製造を行っている。

酒造所の敷地は長辺が北東に傾いた長方形で、通りに面している南西側に正門を構え、中央南寄りに主屋、北に酒造施設が配置されている。庭園は主屋南西部の前庭と主屋東南部の主庭から構成され、主庭の園池の形は細長く、沖縄本島を象ったとされる。主屋側から見た時、右奥が沖縄本島の北部にあたり、最北端の辺戸岬へどみさきや中央部の伊江島いえじまにある城山ぐすくやまを石組や立石で表しているという。園池の護岸には沖縄本島北部で産出する古生代石灰岩を用い、対岸には「昭和五年■■■」（■■■部分は判読不能）と刻まれた石燈籠を配している。

津嘉山酒造所庭園は昭和初期に酒造所に造られた庭園で、その意匠は特徴的であり、近代の沖縄県における造園文化の発展に寄与した意義深い事例である。

5 ハナンダー（自然橋）【沖縄県島尻郡八重瀬町】

八重瀬町南部の具志頭集落にある天然の琉球石灰岩の橋は「ハナンダー」または「自然橋」と呼ばれており、その下を白水川が流れる。元々洞穴だったところが崩壊した残部か、あるいは長い歳月をかけて風雨等の影響により琉球石灰岩が侵食を受けて形成されたものと考えられている。

ハナンダーは、長さ約30m、幅約10mで、水面から橋上の路面までの高さは約8mある。アーチ部分については、川の上下流から見た時、水面から天井までの高さが5～7m、幅は十数mあり、アーチの下部には長さ10～40cmのつらら石のほか、カーテン状の鍾乳石、流れのような模様のあるフローストーン（流華石）等が見られる。

ハナンダーは古くは交通の要所であり、地域住民にとっては暮らしと深く関わる生活道路であった。また地元では通行のための橋としてだけでなく、自然が作り出した独特な風景の一部として認知され親しまれてきた。

ハナンダーは天然に形成された琉球石灰岩の橋で、古くから地域住民に親しまれ、現在まで変わらぬ景勝地として意義深い。

《登録記念物（動物、植物及び地質鉱物関係）の新登録》 1件

1 震生湖【神奈川県秦野市・足柄上郡中井町】

震生湖は、大正12年（1923）9月1日の関東地震により、斜面が幅約250mにわたって地すべりを起こし、滑落した土砂が河道を閉塞して生じた堰き止め湖である。ここでは、震災から100年近く経過しても「湖面」「崩落地」「堰止地」が確認できる。当時、地震による崩壊地が多数生じたが現存するものは希有である。

震生湖は形成直後から専門家による調査研究がなされており、昭和5年（1930）には東京帝国大学地震研究所の寺田寅彦らの測量がなされるなど注目されてきた。また、地元有志によって災害直後の大正13年（1924）に「震生湖」との名がつけられ、地震災害の鎮魂の場所や風光明媚な観光地として利用が継続されてきた。近年では市民による里山保全地としての管理も始まっている。これらは、災害による地形をほとんど改変することなく、利活用が進められている。

以上より、震生湖は、関東大地震によって誕生した「現存する堰止湖」として地震による地形変化の規模の大きさを今日に伝える意義深い例であるとともに、自然災害と人々の関わりを考える上で貴重な資料ともいえる。